平成２２年（フ）第１６８４号
大阪府南河内郡河南町大字神山348番地
債務者　奥野登紀子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１５号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番１―201号
債務者　日伸建設こと酒府建設こと　酒府　敬三
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７２３号
堺市南区茶山台２丁７番２―205号
債務者　田中　智子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７８号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目21番９号
債務者　小川由美子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０７号
堺市堺区甲斐町東５丁１番３―301号、前住所堺市堺区海山町４丁165番地１　ルネ岩崎４―402
債務者　小林　哲郎
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１４号
堺市堺区石津町１丁１番12号、前住所大阪市住吉区清水丘３丁目12番８号　双輪コーポイレブン301号
債務者　万江　徹夫
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
香川県さぬき市津田町津田2880番地26
債務者　木村麻有子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４４３号
香川県高松市岡本町527番地１ケアハウスおかもと内、住民票上の住所香川県高松市国分寺町新居3009番地20
債務者　原　　文雄
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４９０号
長崎県長崎市長浦町2588番地
債務者　村上　秀淳
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
長崎県長崎市富士見町15番８―302号
債務者　藤原　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1592番地８―103号
債務者　近藤　昭人
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
長崎県長崎市上小島４丁目７番43号、旧住所長崎県長崎市立岩町33番10号
債務者　松尾　義和
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
長崎県長崎市西海町1700番地16
債務者　中尾　新吾
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＤ―701号
債務者　川端　敏枝
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
長崎県長崎市界２丁目32―６　ディノ界町106号室、住民票上の住所長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1146番地８
債務者　片岡　拓郎
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
長崎県長崎市江平１丁目10番62号　堀口アパート102号
債務者　浦川　静枝
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番42号
債務者　吉田　宗左
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部